

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (15.1 定)			
日 時	平成15年 3月10日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時15分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、北野副委員長、前田・成田・大竹・松本(聖)・古沢・見楚谷・佐々木(勝)・佐々木(政)・高橋・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育委員長、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、古沢委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横田委員が見楚谷委員に、斉藤裕敬委員が松本聖委員に、中島委員が古沢委員に、渡部委員が佐々木勝利委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、秋山委員が佐野委員にそれぞれ交代いたしております。

これより質疑に入ります。

なお、本日は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、市民クラブの順といたします。

それでは公明党、高橋委員。

高橋委員

情報化について

一般質問に関連しまして、二つほどお聞きしたいと思います。

一つは、情報化に関連して何点かお聞きします。

ご答弁の中で、ホームページにつきまして質問した内容で、新年度リニューアルを行うということでご答弁をいただきましたけれども、もう少し具体的な内容、それから時期について説明をお願いします。

(企画)白澤主幹

ホームページのリニューアルの具体的な内容ということでございますけれども、現在、主な内容について三つほど考えてございます。一つは、申請書のダウンロードの様式を載せるといいますか、いずれ電子申請、電子届出への道ということで整備を進めていくわけでございますけれども、まだそれまでにはもうしばらく時間がかかりますので、その前段といたしまして、現在、税関係の一部あるいは職員採用試験の申込書など、一部についてはダウンロードできるようになってございますけれども、そういったものを新年度に向けて、できるだけ多くホームページ上から書式がダウンロードできるようにしていきたいというふうに考えてございます。

それから、2番目は、ホームページ全体の掲載量でございますけれども、現在のホームページの掲載量を約倍の容量で、これは民間のレンタルサーバを通じまして、今運営しているわけでございますけれども、その契約の容量を倍増いたしまして、情報の提供量を多くしていきたいというふうに考えております。これは、市民生活に直結したような問題を中心に、現在市民ガイドブックなどに載せてございます、そういったものをベースにして情報提供の量を増やしていきたい。それから、現在、容量の関係で、画像などを張付けできない部分があったのですが、そういったものも可能となるようにしていきたいというふうに考えてございます。

3点目は、そのような形で情報提供量を増やしていきますと、どうしてもトップページから自分が知りたい情報をなかなか検索しにくくなりますので、トップページのそういった項目をレイアウトを含めて改善していきながら、それから全体の検索機能なんかもつけまして、トップページ自体をもう少し変えていきたいというふうに考えてございます。

それから、時期なのですけれども、計画自体は、新年度に入ってからすぐに容量的なものは増やしていきますけれども、実際に情報の量を増やしていくのは、原課と協議した中で、項目について確認しながらしていかなければならないと思いますので、増やしていく量は、1年間を通じて徐々に増やしていくことになろうかというふうに考えてございます。

高橋委員

それで、リニューアルについては、どういうメンバーで今後具体的な企画ですとか内容を決定していくのかなと

いうことを、教えていただきたいと思います。

(企画)白澤主幹

14年度において、一定程度庁内の各関係部局を集めた情報化計画の策定推進検討委員会を設けまして、その中で、ホームページのリニューアルの問題を含めていろいろ各原課とも相談させていただきまして、一定の今のお話しした方向につきましては、それぞれ関係の部とも協議した中で、そういう方向で進めていくということでご了解いただいておりますので、ただ具体的な市民ガイドのどの部分をどういう順番で載せていくかということについては、やはりもう少し内部で協議が必要かと思っておりますので、庁内のそういった計画の推進委員会の中では、さらに詰めていくことになろうかと思っております。これは庶務担当課長を中心とした委員会でございます。あるいは、ホームページの関係でございますので、企画の内部で、広報広聴なんかも含めてどういった形で整理していくかというのは、部の中でも取りまとめてやっていくことになるのではないかと考えております。

高橋委員

それで、さきほども言われましたけれども、生活に密着した情報ということで、保健ですとか、医療ですとか、非常に密着したものが、市民としては要望されているというふうに思います。

それで、保健所に伺いますが、まずこの生活に密着した情報という観点から、保健所としてはホームページに関してどういう認識を持っているか伺いたいと思います。

保健所長

保健所のホームページの役割というのは、住民にとってさらに重要なものとなっております。我々が考えているのは、一般的なサービス内容だけではなくて、やはり健康・医療に関するもの、そこに入っているものは、市民はすべてその情報を得られる。そういったものでなくてはならない。さらに、リアルタイムに健康・保健に関する、例えばSRVだとか食中毒、そういった情報もそこを見たら得られる。そういうホームページでなければならないと思っています。現在工事中になっておりますけれども、原案はもうつくってありまして、もうじき市のホームページに載る予定になっています。以上です。

高橋委員

私も先日確認しましたけれども、保健所のページは工事中ということで、所長が言われたとおりです。もう少し具体的な内容として、今までとどのように変わるのか、どういうことを予定しているのか、お知らせ願いたいと思います。

保健所長

まず、一つに業務内容。保健所の組織、そして実際行われている業務内容。具体的には毎月の検診とか、そういった部分。成人病防止、すべて含めまして、そういう業務内容を載せております。そのほかに、その月のトピックスとしていろいろの健康情報ありますので、そういったものも載せなければならぬだろうと。さらに、そこに入ってきた市民は、そこから医療、健康すべての情報を得たいと思うと思います。ですから、じゅうぶんその市内の医療状況、さらには全国的な健康・医療に関するリンクだとかを含めまして、健康・保健・医療に関するものは、すべてそこに来たら得られるという、そういうホームページにしたいと私は思っておりますけれども。

高橋委員

スケジュール的にはいつぐらいから、それは開始される予定ですか。

保健所長

基本的なページは、もうつくり上げてあります。市のホームページに、それをリンクされるだけで、それは載ると思うのですが、ただ、市の方のホームページのリニューアルという作業がありますので、具体的にいつようになるのかわかりませんが、近日中には載ると思っています。

(企画)白澤主幹

原稿をいただいて、載せるように準備していたのですが、ほかの用が入ってずれてしまった関係で、最初にいただいた原稿から一部内容がそれてくる部分もあったものですから、その辺を調整して、おおむね内容については確認が終わっておりますので、間もなく掲載をすることができるというふうに考えてございます。

高橋委員

庁内LAN整備状況について

それでは、質問を変えまして、庁内LAN関係で質問したいと思います。

ご答弁で、整備状況が非常に進んでいるということがわかりました。それで、まずハード面でほぼ整備できたと思うのですが、今後の予定とございますか、これから考えられているものがありましたらお聞かせください。

(総務)情報システム課長

ハード面での今後の整備ですが、現在14年度の事業ということで、庁内LANのサーバ群の拡充ということで、ファイルサーバの容量の増強をしております。新年度以降につきましては、新年度の情報化推進事業の中で、それぞれの保育所にインターネット環境を導入するというようなことを今計画しております。

高橋委員

もう一点、活用状況ですが、事務連絡のメールというご答弁をいただきましたけれども、そのほかの内容について、もしあればお伺いしたいと思います。

(総務)情報システム課長

活用面、メールということでお答えしてありますけれども、メールの使用によりまして情報が伝わるスピードが格段に増し、それから伝わる深度も一つレベルが深くなっているというふうに考えております。

そのほかに庁内LANの機能としては、大きくあと二つございます。一つは、ファイルサーバにおけるファイルの情報の共有ということと、それからもう一つ、庁内LANの中にウェブサーバというサーバを設けていまして、そこに庁内LAN用のイントラネット用のホームページを設けて、そこで情報を発信しております。あと二つ、この大きな機能がございます。

高橋委員

質問しました文書管理システムについてですが、まだこれからだというふうな形に思うのですが、今年度について、どの程度まで進んでいくのかなと思っているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(総務)情報システム課長

文書管理システムと、これからの電子自治体のしくみを支えていく基本的なシステムがいくつかございますけれども、それらについても先進的な都市では導入がありますけれども、なかなかこのシステムを新たに構築することになると、費用面でも新たな投資が出てきますので、どこでそういった投資に値するものを見出していくかということが必要になってくると思います。そういう意味で、文書管理システムも、何のためにその文書管理システムをつくるのだと、そういった目的、何かを明確にしていくという作業、それから従来の仕事のしくみを見直していくという作業がこれから発生していくのかなというふうに考えていますので、1年というスパンの中では、世の中の周りの進み方もありますけれども、本市においてはもう少し研究の時間かなというふうに考えております。

高橋委員

大変スピードアップしている時代なものですから、できるだけ早く提供を開始したいなというふうに思います。

学校施設管理について

次に、教育委員会にお尋ねをします。学校施設管理について何点が質問をしましたが、まず耐震診断についてお伺いをしたいと思います。

新耐震設計基準以前の学校、小学校、中学校それぞれ何校あるか、教えていただきたいと思います。

(学教)施設課長

新耐震設計基準以前の旧耐震設計ということで、校舎等で小学校20校で40棟あります。それから、屋内体育館については16校で17棟あります。それから、中学校では校舎等で10校31棟、それから、屋内体育館では7校7棟が新耐震設計以前の学校ということになります。

高橋委員

ということは、ほとんどそういうことでよろしいのでしょうか。新しい学校以外はほとんどだと。

(学教)施設課長

確かに総体的に考えますと、ほとんど過半数以上はそういう新耐震以前に建築された施設を持っていると。小学校でいいますと、校舎等で63パーセントぐらいは新耐震以前の校舎と、そういうぐあいで、平均にしますと、やっぱり約63パーセントぐらいが新耐震以前の施設だということはありません。

高橋委員

スケジュール的には、これはいつぐらいまでに耐震診断をしようというふうに考えておられるのですか。

(学教)施設課長

国の方の方針としても、平成15年度から17年の3か年の間で実施しなさいよということでありますので、私どももいろいろな財政状況厳しい折、平成17年度には簡易診断ということで実施したいなというように考えております。

高橋委員

ということは、17年度1年間ですべての学校を耐震診断するというふうにとらえてよろしいですか。

(学教)施設課長

今後どういう状況か、私ども技術的なこともありまして、建築、財政部局とも相談しまして、どのような形がとれるかといったような詳細を詰めてまいりたいと思います。

高橋委員

それで、費用面ですけれども、おおよそでけっこうなのですが、1校当たりどのぐらいかかるかなという、目安でけっこうなのですけれども、もしわかれば教えていただきたいと思います。

(学教)施設課長

国で言っている簡易診断の考え方というのは、1棟10万円程度。数十万円、10万円から20万円と言われているのですけれども、実際にやりますともうちょっとかかるのではないかとということで、その具体的な費用というのは、はっきり申しましてわかりません。ただ、本格的に診断をやりますと、1棟当たり数百万円、200万円から400万円ぐらいかかると、そういう形では言われております。

高橋委員

これは、まるきり専門業者というか、外部の業者ということではできないのでしょうか。

(学教)施設課長

昨年の10月なのですけれども、北海道の方で説明会がございました。そのときの話では、簡易診断の部分については1級建築士、そういう技術があればある程度できるのではないかと、場合によっては直営でも可能なこともあるのではないかと、そのような道の方の担当者のお話がございましたので、そのあたりも委託するのがいいのか、直営で可能なのか、その辺なんかもまた詰めていかなければならないのかと、そういうふうに考えています。

高橋委員

建築都市部の方々も非常に優秀な方がいらっしゃいますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、もう一点、学校のカルテの作成ということで、ご答弁されておりました。非常に素晴らしい考え方だと思います。これについて、もう少し詳しい内容を教えていただきたいと思います。

(学教)施設課長

正直言いまして、学校を管理していく上では、その施設の状態を把握しておくことは大変必要であり、当然なこ

と思うのです。それで、現在は、私どもの手持ちの中ではいろいろデータを持ってはおりますけれども、必要に応じて作成したりすることもありまして、学校ごとに系列的につくったものというのは、正直言ってない状態なのです。そのようなことから、いろんな整備については、やはり学校の状態をすべからく一つに押さえておく必要があるのではないかと、そういう中で考えたときに、いろんな学校のシステムといいますか、当然施設の利便もあります。それから、児童・生徒の状態もあります。それから、工事の執行管理のことも考えなければなりません。それから、工事の荷役だとか、そういうのも必要になります。それから、建物の設備の老朽だとか、劣化の現況の状況だとか、そういう多様な中身が多分出てくると思います。それで、施設の改修に当たりましてどのようなものが必要なのか、これも今後いろんな形で考えていきたいなど、このように考えております。

高橋委員

じゅうぶん研究をされて、なるべく早めに着手していただきたいなというふうに思います。また、中・長期的な保全計画も早急に取り組んでいただけるとのご答弁でしたので、あわせてこれも早急をお願いをしたいなと要望したいと思います。

学校敷地内の禁煙について

最後ですけれども、学校敷地内の禁煙について、簡潔に調査をしていただきました。この内容について何点が質問をいたします。

分煙を行っている学校が71パーセントということになっておりました。それから、その他が24パーセント。合計95パーセントということでしたけれども、このそれぞれの内容についてももう少し詳しく説明をお願いします。

(学教)総務課長

まず、分煙している学校についてなのですが、分煙している学校につきましては、どこで喫煙をするのか、場所を特定してそこで吸うという学校は、全部で約71パーセントということです。そして、それ以外の分煙対策以外の学校でいいますと、座席を換気扇のそばに配置して、そこで空気清浄機などをつけて吸っているのだと。それから、喫煙者が少なくて換気扇のそばで喫煙するように指導している。それから、あと結果的に分煙になっている、対策になっているという学校については、まず一つは喫煙者がいないという学校、それから喫煙者が1人で部屋を使用していると。例えば用務員室だとか、校長室だけで、その部屋で喫煙をしているという場合、それからあと自発的に職員室の換気扇のところで喫煙をしているというような学校になっております。

高橋委員

それで、学校によってそれぞれの格差があると思うのですが、我が校は何とか禁煙に向けて頑張ろうという、そういう学校はないのでしょうか。

(学教)総務課長

まだ市内の学校で、自ら禁煙しようという動きは、まだそこまでには至っておりません。

高橋委員

このアンケート調査をしたときに、意見の集約ということで、もしあれば聞かせていただきたい。先生方の意見だとか、それから感想だとか、そういうものがあれば聞かせていただきたいと思います。

(学教)総務課長

この調査につきましては、取急ぎまず喫煙率、喫煙状況の調査ということで、どういうところで喫煙するかという調査が主だったものですから、その具体的な意見を求めるというような形では行わなかったということで、まだ具体的には各学校がどういう考え方にあるという部分については把握していないという状況であります。

高橋委員

もし、動きがあればぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

それで、教育長のご答弁の中で、問題意識をどう高めていくかというのが非常にこれからの課題だということで

ありましたけれども、具体的には今後どのようにやっていかれるのか、お答えをお願いしたいと思います。

学校教育部長

先月、それと今月の小中それぞれの校長会議におきまして、全国の様子ですとか小樽の様子等もじゅうぶんお話しさせていただきまして、今後校地内でのむのはまずいような方向で進みたいというような、そういうニュアンスでお話はさせていただきました。あくまでも子どもたちの健康管理のために、その時期等については、またこれから検討していかなければならないものとは思っております。そういう厳しい情勢に置かれているのだという話は、校長先生方の前でお話しさせていただいているところであります。

高橋委員

最後に、教育長にお伺いしますけれども、この問題についてどのように具体的に考えられているのか、どのようにこれからの方向性を思われているのか、確認をしておきたいと思えます。

教育長

この喫煙対策は、単に健康問題ということではなくて、中学校においては生徒指導にも大きな影響というか、関連がありますので、これは進める場合、禁煙を校地内は禁煙ですという宣言は、小中学校全校一斉で行いたい。ある学校からというような考えは持っておりません。先日の小中の校長会議に、それぞれで一定の期間の醸成を図って、そしてある月、ある日から、今日から禁煙ですというような宣言を行い、なるべく早く着手したい。今、具体的な日にちは考えておりませんが、なるべく早くそういうふうに進めていきたいと、そう考えております。

佐野委員

港湾の分区指定の見直しについて

それでは、時間もありませんので、まとめて聞いていきます。

代表質問で、港湾の分区指定の見直しについて聞きまして、一定のご答弁をいただきました。これ、昨年第1回定例会において質問して、1年後の質問という話になっているのですが、今日のこういう経済状況だとか港湾のさまざまな状況を見ますと、分区が果たしてこのままでいいのかどうかという、こういう議論が聞こえてきます。もちろん、この分区の根幹はやっぱり基本的には変えてはならないものと、こういう認識はしておるのですが、こういう経済状況に合わせた、港湾を取り巻く状況に合わせた一定程度の分区指定の見直しをしたらいいのではないかと、こういう質問趣旨でございましたけれども、この答えの中で、都市計画マスタープランとの整合性の中で検討していくというようなお答えがあったのです。いわゆるこの都市計画のマスタープランとこの分区指定との整合性がいまいまいちよくわからないということで、第1点目に聞いておきたい点です。

それから、2点目に、お答えの中で、この分区指定に関する何件かの具体的な相談も実はあるのだということなので、その具体的な相談内容というのはどういうことなのか、差支えない程度でお答えをしていただきたい。

それから、3点目には、限られた港湾という範囲の中で有効な土地利用を図ることは必要なことであると。したがって、特認行為にとどまらず、分区指定の変更そのものについても地方港湾審議会に諮っていきたく、こういうようなお答えで答弁いただいているのですが、特認行為にとどまらず、変更そのものも含めて審議会に諮るといふことなので、もう少し具体的な中身を示していただきたい。この3項目だけです。

(港湾)港政課長

まず、最初のマスタープランとの関係でございますけれども、このたび市としてまとめたそのマスタープランの中で、この港湾地区の臨港地区の取扱い、土地利用に関しましても、やはり水辺といいたし、ウオーターフロント等の活用を生かした、そういう土地利用も必要ではないのかという観点から、そういう文言も取り入れた形になっておりますので、所管する港湾部といたしましても、その辺のことはじゅうぶんに念頭に置いて、今後も港湾活動を当然主体としながらも、そういうことも念頭に置いていかなければならないのではないかと、このように

考えて、そのようなご答弁をさせていただいたのでございます。

それから、具体的な相談の内容でございますけれども、場所的にいいますと、例えば運河の北部、北部運河のあたりですとか、あるいは勝納の小樽港縦貫線の両側ですとか、そのあたりから非常にやはり分区条例が始まる前から活動されておられる方、そういう方とのバランスのこともありまして、いろんなこと、営業その他をしたいのだけれどもというご相談は具体的でございます。それらにつきましては、それぞれ現状の条例のご説明をする一方、市としても、いろいろな観点から今検討などをまた進めようとしているということはご説明をいたしております。

それから、最後の特認にとどまらず、分区指定の現状そのものについてですけれども、条例上、確かに市長の特認行為として分区の指定の網を越えるものも、よほどの理由があればできないわけではないのですが、そういう特別な行為のみの今の五つの分区の指定自体をもう少し緩めたらどうかということ、港湾関係の方あるいは審議会にお諮りして、ご意見をじゅうぶんにいただかなければならないかと思えます。その辺がもし変更が可能であれば、そういう道もまた考えていきたいということでございます。

佐野委員

わかりました。

消防行政について

最後、消防行政について、最後に質問します。

代表質問で、出初め式で少し触れました。佐々木団長がいるから、余り消防の質問はいかがかなと思ったのですが。

年の初めの出初め式を体育館の前でやっているという、このことで、もう少し違う場所でいかがかという、こんな質問をいたしました。

この出初め式というのは、年の初めの防火防災の決意を示すということと観閲ということを目的にして、毎年行っているというふうに思うのですけれども、そもそも出初め式というのはどういう意味があるのか、ここをきちっと聞いておきたいなと、こういうふうに思っています。

もう一つは、出初め式ですから、それぞれ決意を込めて1年間の決意をするというのが目的なのでしょうけれども、そうしたことであるならば、当然市民の防火意識を高めていく、あるいはそういう一つの機会にするということも目的の一つにあるのではないかと。体育館の前は寒いし、寂しいし、1人も見る人なんかいないわけですから、見せるための行事ではないのですけれども、しかし出初め式は、多くの市民の前で防火意識あるいは市民ともども防火に努めようという、その中心である職員・団員がやはり隊列をして、やっぱり市民の前にアピールするのが、何か見ているすがすがしいし、やる方も元気も出るしという、こんな発想が一つできるのではないかと。

そんなことで、出初め式は屋内行事と屋外行事が二つあって、僕はそういった観点では、例えば都通りだとか、駅前だとかという、そういうところで、わずか30分ぐらいですから、きちっと多くの市民の目の触れるところあるいは市民に見ていただきながら、市民ともどもに防火意識を高めながら、出初め式ですから1年間の決意をする、そういう屋外行事。室内行事は市民会館でやるのですけれども、ちょっと暗いし、人数も400ちょっとですから、3分の1ぐらいしかないわけです。マリホールがあるわけですから、あそこはちょうどびしっと決まって、すばらしい会場もすぐそばにあるわけだから、そういう意味ではぜひ中心部、市民のたくさん見えるところで、あるいは市民にそういう意味では啓発をしながら出初め式をやったらいかがかなと、こんな話なのです。検討するということなので、もう少し前向きなまた前向きで検討していただければありがたいなと。

多分そう言いますと、答えは、警察の許可がないから中央通りは大変だという、さっきレクチャーでそんな答えしていたので、それはわかっているのですけれども、質問ですから、それは話せばわかることだろうと。警察といえども30分ぐらい出初め式、市民のための通路確保を協力してくれるのでないかなというふうに僕は思いますので、そういった意味で団長には大変失礼なのではございますけれども、もう少し中心部で、大きな意義があるわけでは

からいかがかなと、こういうことを質問して、すばらしい答弁を期待して質問を終わります。

(消防)総務課長

確かに出初め式の意義といたしますのは、当然私ども昭和23年以降消防組織ができる前から、いわゆる江戸時代から、引続き新年のいわゆる、今、委員おっしゃったように、新年に向けての新たな決意というものを表明する、そういう機会で設けているというふうに私ども受け止めてございます。

それと、代表質問の中でお話ありましたように、中心部での出初め式はいかがかということなのですが、ただ私ども以前に市民会館が使用できないときに、都通りで消防出初め式を行った経験がございます。ただ、そのときに、やはり消防出初め式がたまたま10時ごろに観閲を行うものですから、いわゆるごみの搬出、それから荷物の積みおろしとか、そういったいろんなものがちょうど重なりまして、商店会の人たちはある程度は理解はしていただいたのですが、そういったことで影響というようなこともありまして、そういう事情がありました。

それと、警察の件なのですが、なぜ私ども今体育館で行っているかといいますと、当然交通渋滞、いわゆる交通に支障を来さないというようなことで、警察の方も許可をいただいておりますけれども、今度委員おっしゃるような形で、駅前通りとかそういったような場所になりますと、当然10年ほど前であれば、今よりも交通の事情もよかったことから、ある程度の許可も受けられたのですが、今、駅前通、そういった場所で果たしてできるかどうかというのは、今後は警察ともじゅうぶん詰めていきたいと思っております。

それと、現行の場所とあわせて、市内で、委員おっしゃるような、いわゆる火災予防の啓発を行えるような場所が果たしてそれ以外にもあるのか、そういったことも当然考えながら私ども進めてまいりたいと、このように考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。佐々木(勝)委員。

佐々木(勝)委員

学校5日制推進事業について

総括の予算ということで、最初にやります。

当初、代表質問に関連して1点用意してきましたけれども、今日を迎えるに当たって、一定の原部との了解を得ましたので、今日は質問いたしません。

残り1点についてだけいろいろ聞かせてください。それは、今年度予算の平成15年度予算、事業名というふうにいきますと、いわゆる完全に土曜開放という、学校開放といういろいろ使われていますけれども、私の方で確かめたいのは、予算書の中では学校週5日制推進事業費という関係です。まず、この学校5日制推進事業の事業内容、これをお聞かせください。

(学教)総務課長

これにつきましては、14年度につきましては毎土曜日、全小中学校において学校の体育館とか、それから図書室とか、その学校によって違いはありますがそういうものを開放して、午前中、学校を使って体を動かすことなど、そういうことをやっていますという事業内容でございます。

佐々木(勝)委員

それが事業内容で、今わかりました。

事業費、15年度は564万4,000円計上されております。ここのところと、私もこの土曜開放には、自分の所管事業でありますから関心を持っています。平成14年度と比較してみますと、平成14年度は、数字違ったら確認してください。834万4,000円というふうに、当初予算でなっていたというふうに思います。平成14年度、今進行していますから、3月の時点ですから、まだ正確には決算されていないと思っておりますけれども、今年度、平成15年度の560万円、

平成14年度834万円ですけれども、ここで相当の差が起きていると。こういうことで質問するのですけれども、まず平成14年度の数字の押さえと、それから減額した理由、これをお知らせください。

(学教)総務課長

14年度につきましては、全小中学校でやっておりました。それで、金額的には837万4,000円。それから、15年度につきましては、これにつきましては中学校の開放については中止をされたということで、中止の理由につきましては、ここ3年ほど中学校の方から、いろいろと時期を見て開放状況を聞きながら必要性を伺ったわけですけれども、中学校の開放状況を見ますと、1けた台といいますが、少ない年ですと4%前後、全開放の利用率が。そして、午前中は部活なりはだめですということで、開放に充ててくださいということで、実質的に中学校の方で使われるのはバスケットとかバレーが受けると思うのですが、そういう中で、午後からの部活のためのアップといいますが、そういうものをやっていると。実質的に状況としては、余り学校開放、純粋な意味ではない、部活のための利用があるということがありまして、校長先生の方に確認した結果、中学校については開放事業はなくてもやっていけるということであったものですから、見直したという状況でございます。

佐々木(勝)委員

私の聞いている部分には、事業内容というか現場の実態というのは、そういった形というけれども、今、財政の再建へ向けて、いろいろな観点から事業の見直しをしているという観点に立てば、この減額をした理由は、理由の内容といいますが、その辺のところはわかります。財政を下げたわけですから、下げた理由というのがあるのではないかなと、こういうふうに思うのです、正直に言いますと。だから、事業の見直しを図った上で、いわゆる計上を組み直したのか、その辺のところなのです。

(学教)総務課長

これは学校開放の実際に参加されている生徒たちの実態といいますが、それを見たときに、純粋に学校開放のために来ているという意味ではなくて、さきほどお答えしましたように、午後からの部活のためのアップといいますが、そういう形での準備運動といいますが、そういう形でのバスケット、バレーの利用が多いというようなことで、この辺の実態をそれぞれの校長先生の方にお聞きしながら、中止しても特に問題はないというお話も聞いていましたので、もう3年ぐらい聞いておりまして、そして今年度中止ということでございます。

佐々木(勝)委員

推進事業だから、かかる費用というのは具体的にどうなのかということが、予算化するわけですから、そのいろいろの予算の計上の内容について。

(学教)総務課長

この経費は、ほとんどが学校開放管理者の報酬が主なものです。今年度ですと、20回近くという回数がございますので、1人当たり4,000円少しの経費がかかるものですから、そういうことで予算計上したということでございます。

佐々木(勝)委員

そこにちょっと微妙なところがある。微妙というか、それで私の方で考えて質問する趣旨なのだけれども、今予算審議ですよ。予算審議をしていて、この減額の予算がまだ決まっていないというふうに押さえるのです。その中で私の方に、私も所管事業ですから、総務の関係でこの学校開放事業については取り組んでいることは承知されていると思うのです。

一昨日、9日なのですけれども、自分のところにこういういわゆる問合せというものが入ったのです。それを見ていて、まだ進行しているというか、決まっていないのにそういうものが走っているなということで、これは予算特別委員会の今日総括がありますから、その場で聞きたいということで現場の方にお話はしましたけれども、具体的にこういうふうです。一つには、学校開放事業の見直しとありますが、どういう観点から見直されたのですかとい

う私に対する質問だったのです。三つほどありますけれども、ここの経過等について、私もどんな文書が発せられたか、内容がわからないものですから、どんな文章が出されて、こういう質問になったのか、これを教えていただきたい。

(学教)総務課長

この文書を出したのは、やはり学校開放管理者をお願いしている関係上、まずなるべく早く方向性だけは示してお知らせしておかなければ、4月1日以降何らかの仕事を考えている場合、どちらかにしなければならぬものですから、まずそのお話を月4回なのですけれども、それでも何らかの影響があると、そして事前にお知らせすべきだという部分で、まずお知らせをしたということになります。

あと内容的に、こういうような見直しをしたのだと。さきほども言いましたように、やはり実態といいますか、子どもさんの実態をとらえたときに、中学校の場合は学校開放を特に実現をする状況にはないのかなということも含んでいる部分です。

佐々木(勝)委員

そうすると、中止ということにかかわって現場を指導したということなのですか。管理者に対して直接お知らせをしたということなのですか。

(学教)総務課長

これにつきましては、各学校長を通じて、それと各個人には、4月1日以降中学校については学校開放を行わないということで通知しております。要するに、行わないので、4月1日以降については学校を開放しないというところでの通知でございます。

佐々木(勝)委員

時間の関係があるものですから。

二つ目には、管理者で管理責任をやっている立場から、子どもたちの健全育成のため、地域活動の観点から開放事業がなくなる部分で大変危くしていると。子どもたちの遊びの保障をどう考えているのかと。そして、地域的な配慮がなされた決定なのかと、こう読み取ったのです、ここのところは、そういうことなのですか。

(学教)総務課長

さきほどご答弁申し上げましたように、生徒の実際の利用状況、それこそ3パーセント台から4パーセントということとで、100人に3人、100人に4人という状況であります。そういうことで、中にはゼロという場合もあるのですが、そういうところについて、学校開放管理者を配置してやるという、事業を実施ということになりますと、相当当ての無いといいますが、来るか来ないかわからないところにあてがって、それが実質的に来る子どもさん、生徒が、そういう部活の前段階といいますが、そういう準備運動的な部分で活動されているケースを含めて3パーセント、4パーセントの状況ですから、そういうことで問題ないということで中止した次第であります。

佐々木(勝)委員

それから、三つ目には、こういう問題指摘なのです。市教委は教育行政に理解と協力を呼びかけているが、広報おたるのナンバー380ということになれば、新しい3月の、こういうところに一つも触れていないと。それにもかかわらず一方的に知らせきたと、こういうことでいいのかと、こういう質問なのです。ここのところの部分については、経過ですから、まずその3点目にどう答えますか。

(学教)総務課長

3点目につきましては、さきほどお話しいたしましたように、事前に各学校開放管理人をお願いしている方に、事前にそういう仕事なくなる話がありますということをまずお知らせしたことにするわけですから、そしてあと広報につきましては、まだ確定しているわけではないものですから、議会在終わったら、また学校長を通じてでも、中学校についてはお話ししていかなければならないということを考えています。

佐々木(勝)委員

質問が寄せられた部分について、委員会の方に今一定の答弁をお願いしました。

大事なことは、ここで今議論しているさなかに方向性を出しておいて、そして中学校中止ということに反響はあると思うのです、これに。だから、行政における今問題になっている説明責任というか、この辺の部分というものがやはり大事ではないかなというふうに思います。だから、その辺をやっぱり手抜きしたりなんかすると、反響が起きてくるのだらうなというふうに思うので、そこのところは今後じゅうぶん配慮して進めていただきたいというふうに思います。それについてはどう思いますか。

(学教)総務課長

今後、そういう部分についてはわかりやすく学校を通じてお知らせしていきたいと、このように考えております。

佐々木(勝)委員

この間から所管の関係も含めて、つまり学校教育と社会教育の融合というか、連携というか、この辺がやっぱり密になっていかないと、それぞれの思惑では不都合が起きてくると。前回もその辺のところはいろいろ見解ありました。

最後にします。よって、さっきからの答弁を聞きますと、中学校は利用されていないという観点から、切っていくという観点になるのだけれども、各学校の様子を聞いてみると、必ずしもそうでないという感じはするのです、今のご答弁で。そういう面で、中学校の子どもたちの声というか、こういうあたりが強いられているのかなという感じするものですから、その辺のところは大事にして、そして今後のことを決めていくと、こういう形をとっていただきたいというふうに思います。

よって、今後この土曜日の学校開放事業についてはどんな展開になっていくのか、考え方というか。これは明日総務常任委員会がありますから、そこでそういう学校5日制にかかわる内容等についてやりたいなと思いますが、今日の段階で返答できる部分があったら。

(学教)総務課長

今の段階では、中学校についてはさきほどお話ししましたように、廃止ということ。あと年度末で各学校の方に校長を通じて指導していくということで考えております。

佐々木(勝)委員

そこに子どもたちの意見だとか、そういう考え方とか、そういうのが入っていないものだから、土曜開放は校長を通して話を今日したという状況。それで、学校現場で子どもたちのやっぱり声というか、この辺のところもやっぱり聞いておく必要があるのではないかなというふうに思って、今質問したのです、そのところ。そして、それを基にして、今後の土曜日の学校開放事業について見直しを図るのであれば見直しを図るとか、そういうようなことが手だてがされるのではないかなという感じがするものですから、その辺のところ。

(学教)総務課長

さきほどもお話ししたのですが、要するに実際実績が3パーセント、4パーセントという状況の中で、いかに使われていないかという状況でございます。中にはゼロという日もある。そういう中で部活の準備運動に使われるという部分で体育館が使われる部分は、バスケット、それからバレーボールが主に使われるのです。そういう中で、校長先生からこういう実態にあります、そういう話を聞いた中で、実質的には学校としても何ともないよと、そういう話も当然出ておりますので、そういう中では、数年来この話を積み重ねてきまして、その状況をお聞きした経過がありましたので、そういう中で実質、15年度から廃止するというに至ったものです。

佐々木(勝)委員

最後になります。

そうすると、今後小学校は続けていくという状況ですから、全体の動きというか、それは小学校は続けていくと

いう観点ということを含めて、学校5日制にかかわる具体的な内容については、総務常任委員会の方でまた深めたいと思います。

以上です。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。古沢委員。

古沢委員

老人クラブ運営基準について

この議会が終われば、いよいよ統一地方選挙です。それで、自戒の念を込めつつ、緊急だったのですが、選挙管理委員会と、それから所管対応するところいくつかお尋ねをしておきたいことが出ました。

まず最初に、簡単にお尋ねしておきたいと思うのですが、負担金補助及び交付金の中に、老人クラブ運営費補助金と同連合会補助金というのがありますが、この補助金はどういうものかご説明ください。

(福祉)高齢社会対策室管理課長

老人クラブ運営費補助金につきましては、小樽市内に現在91クラブございます。この老人クラブ各単位の老人クラブに対しまして、運営費として老人クラブの活動に対する支援ということで補助金を出してございます。

古沢委員

老人クラブの運営基準というのがあるようですが、その目的を簡単に説明してください。

(福祉)高齢社会対策室管理課長

小樽市老人クラブ運営基準というのがございまして、この目的でございますけれども、「老人クラブは老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資することを目的とする」以上でございます。

古沢委員

この運営基準の2の組織ですが、これの(2)、ちょっと説明してください。

(福祉)高齢社会対策室管理課長

組織の(2)でございますけれども、「老人クラブは、政治上、又は宗教上の組織に属さないものとする」と。

古沢委員

もとよりですが、選挙に当たっては公明正大、公平でなければならない。当たり前のことでありますが、実は最近、例えば老人クラブであったり、町内会であったり、見聞きする話には、例えばある町内会があたかも特定の人のための後援会活動と不離一体でやっているようだというような話が入ってきたり、老人クラブの集まりの中で非常に好ましくないことがやられていたりとか、そういったことが非常に飛び込んできます。

ごく最近、土曜日のことですが、老人クラブの行事の中で、この春の統一地方選挙に立起を予定しているというふうに報じられている方が出席をしてあいさつをする。そこまでは、まあ写真判定のフライングだと思うのです。ところが、その行事が終わるときに、その方の後援会入会申込書を、参加された老人クラブの方々に封書に詰めて1人1人渡して、よろしくお願ひしますとやる。そうなりますと、もう既に写真判定のフライングだと私は思わないのです。1人だけスターターのピストルが鳴る前に、30メートルも40メートルも先にやってから、スターターがピストルを鳴らすと、レースが成立するという、そのたぐいだと思うのです。

そこでお伺いしたいのですが、こうした補助金の交付を受けている団体、老人クラブ、こういったところで今言ったようなことが現に行われているわけですが、こうしたことについて見解をお聞かせください。

選挙管理委員会事務局次長

ただいま委員がおっしゃいました市の補助金の給付団体であります老人クラブですとか、あるいは町内会ですと

か、こういった団体が政治活動を行うということにつきましては、公職選挙法上の規制は見当たりません。

古沢委員

法令上列記されている条文上、そういうものはないということですが、高齢社会対策室に伺います。補助金を交付している老人クラブで、さきほどご答弁いただいたような老人クラブで、現にこういうことがやられている。好ましいことですか。

(福祉)高齢社会対策室管理課長

老人クラブとしては、活動目的がそれぞれございます。例えばそういった趣旨に沿わないとか、はたから見て誤解を招くというようなことがあれば、やはり余り好ましいことではないのではないかと考えておりますけれども、基本的には公職選挙法とか、そっち側の判断にゆだねられるのかなと思っております。

古沢委員

好ましくないという答弁でよろしいですね。

それで伺いますが、こういうものが渡されるわけです。ぜひよろしく願いますということで、入会申込書を添えて。公選法で言えば投票依頼行為にならないでしょう。公選法では、こういうものが投票依頼行為だというふうに書いているところはどこもありませんから。現状で考えてみてください。参加した人にあいさつをさせて、そして渡して、よろしく願います。どこで線を引きますか、投票依頼行為でない、投票依頼行為だという。非常に好ましくないことをやられているわけです。私どもから言わせれば、こんなことは物の道理の範ちゅうで好ましくないどころか、やってはいけないことだと思うわけです。そういうことが行われている。

そこで、ほかの質問もありますから、簡単に触れておきたいと思うのですが、同時に渡された封書の中に、ある方の後援会の参加券まで入っています。選管に聞きますが、自民党北海道小樽市第2支部、ここの政治団体としていつこれが届けられ、代表がだれで、所在地がどこか。

選挙管理委員会事務局長

ただいまの点でございますけれども、政治団体の届出というのは、道に対してなされるものでございまして、問合せしたところでございますけれども、まだ返事はございません。

代表者は。

古沢委員

あれ違うでしょう。

選挙管理委員会事務局次長

失礼いたしました。自民党北海道小樽市第2支部につきましては、選管に告示内容を確認いたしましたところ、平成14年12月に政治団体としての届出がございまして、代表者につきましては中村岩雄氏、所在につきましてはオタマイ1の8の1ということでございます。

古沢委員

これは答弁求める相手がないから、お聞きいただきたいと思うのですが、この自民党北海道小樽市第2支部が主催の講演会です。その老人クラブの行事の翌日の講演会です。この参加券が同時に配られる。これ自民党という政党が、組織として認知してこういうことをやっているのだとしたら、それは公党としての見識を全く疑わざるをえない、そういう状況なのです。ですから、これは答弁いただける方はこちらにだれもいませんから、今やっていますという方がいらっしゃいましたから、やっている方もいるわけですよ、現に。だから、こういう問題について、公選法上、条文上、規定がないからといって、これが許されるということではないと思うのです。

それで、具体的に聞きますが、私が例えば町内会のある行事で、老人クラブのある行事で、今と同じようなことをやりたいと、選挙管理委員会としての見解を伺うと、やっていいかどうかという見解を伺うということで照会した場合に、どのようにお答えになりますか。

選挙管理委員会事務局長

ただいまは失礼いたしました。個々の具体的なケースによって違いはあるのですけれども、ただ私どもは、明るい選挙を推進するという立場もございまして。

古沢委員

今の例だよ。

選挙管理委員会事務局次長

はい、今の例でございます。一般論として申し上げておりますのは、老人クラブあるいは町内会のような任意団体あるいは互助団体は、信条等に関係なくどなたでも参加できるということございまして、またその団体の趣旨だとか目的が政治活動をするところがないということでしたら、その団体側の特定の政党であるとか、あるいは人を組織的に支援するという行為につきましては、さきほど次長からも答弁申し上げましたように、全く政治活動ができないということではないのですけれども、個々に行う政治活動であるとか、あるいは後援会の勧誘するものは別といたしまして、組織で行うものですが、行為の内容によりましては選挙活動と受け止められない、人に誤解を与えるケースも考えられるわけでございます。そういったことから申し上げまして、私どもといたしましては、あくまでもアドバイスという形ではございますけれども、好ましいものではない、あるいは控えられた方がよいのではないかと申し上げているところでございます。

古沢委員

国会でも問題になっていますが、特定寄附行為禁止条項199条ありますね。あれとても告示以降だとか、選挙に関して、この解釈でいろいろ議論されていますよね。今の時期にこういうことをやるということは、明らかに選挙に関してやっていることだというふうに世間の常識は見るわけですから、今、局長がおっしゃったように非常に好ましくない。こういうことが現に市内の中で行われているわけです。最初に言ったように、公明正大、公平な選挙であらなければいけないものが、こうしたたまたまこの老人クラブの行事に私の母親が参加していたのです。持って帰ってきて、お父さんと、私寿命が5年縮まったというのですよ、リアルに言えば。こういうものが老人クラブでやられるということについては、好ましくないの範囲をはるかに超えているということ、私たちのこちら側で言えば、もっとはっきりきちんとなさなければいけない問題だということをおこななければいけないと思うのです。最後に。

(「看板も見えるよな。連呼しているのも聞こえるしな」と呼ぶ者あり)

何をおっしゃる。

(「いや、独り言」と呼ぶ者あり)

写真判定のフライングでないことを僕は聞いているのだから。例えば、これは私の意見です。関係者が関係する政党、こういったところで、こういった老人クラブの行事に参加した人に対して、大きな疑問を与えたということに対して、きちんと自己規制すべきだと思うのです。

それから、後援会の入会申込書、こういうものを配ったということについては、きちんとフライングを侵したと謝って、1人1人から回収をすべきだと。これはもう最低限公党としてとるべき態度だと。こういったことをみずからにも聞かせながら、そういうふうにしたわけでありまして。こんなことがこの先も続くようなことがないようにしていきたい。選挙管理委員会も、あいまいな対応でなくて、そういった公職選挙法の監視役としての機能を大いに発揮していただきたい。これが1点目の質問であります。

マイカルについて

二つ目です。マイカルに関連して伺います。

この間ずっと質問をしてきました。市街地の特別委員会でも土地の売却の問題について関連して質問をしてきました。伺いますけれども、104番の土地については、具体的にパチンコ店が計画されているかどうか、念のため確認

します。

(企画)高橋主幹

2月18日の市街地特別委員会で企画部参事の方から述べましたように、新和というパチンコ屋さんが計画をしているという状況でございます。

古沢委員

平成10年6月8日です。事前にお話ししていますから、記憶も戻っているとは思いますが、市内の遊技業組合の役員の方々が市を訪ねて、具体的に言えば、小樽警察署の仮庁舎跡地に市外から同業界、業種、パチンコ店の進出といううわさを聞いたと心配をされて、そのことが可能かどうかということで話合いが持たれていると思いますが、そのときの対応についてご報告ください。

(企画)高橋主幹

日時につきましては定かに記憶してございませんけれども、小樽遊技組合の会長さんを含めて2人が来庁いたしました。そのときに一度、土地業務の担当でありましたので、私1人で対応いたしました。今のお話にありましたように、警察の跡地に将来的にパチンコ屋さんが立地するといううわさを聞いたと。その確認をしに参られました。その中で、私どもといたしましては、北ガスの土地、それから公社の土地がございまして、基本的にはそういったお話はございませんということを申し上げました。

なお、ここの土地につきましては、具体的に再開発計画上、多目的交流商業地という網がかかっておりまして、具体的な整備計画、何を建てていいとかという基準はございませんけれども、基本的にはそういった網かけがしてありますので、そういった業種を誘致することについては考えていないということをお話しさせていただきました。

古沢委員

港湾部に聞きますけれども、この臨港地区には、先だって同じようにパチンコ店が営業をされています。ここは、今言ったように都市計画法で指定された臨港地区内なわけですが、何か問題はなかったのでしょうか。

港湾部次長

今、議論しております臨港地区につきましては、港湾計画上につきましてはレクリエーション施設用地ということで位置づけられておりまして。あの銀座のところの問題点という。

古沢委員

そうです。

港湾部次長

銀座のところにつきましては、建てるときに分区条例がまだできておりませんでしたので、そういう意味では規制はございません。

古沢委員

では、その分区条例ですが、市長が分区を指定して告示をしたのはいつですか。

(港湾)港政課長

公布が平成8年9月30日でございまして、施行は当年、平成8年11月1日でございます。

古沢委員

この8年の11月1日以降は分区条例がつけられて、そして分区指定をして、市長は告示をしていると。つまりこれ以降は、いかなる分区においても、いかなる港区においてもですが、臨港地区内では風営法の規制を受けるようなパチンコ店、これは禁止構築物になったわけですが。加えて言えば、建築基準法で別表第2の(オ)というところで、このパチンコ店と一くくりで列挙されているのが勝馬投票券発売所。これは工業専用地域における規制の問題ですけれども、このパチンコ店、それから勝馬投票券の発売所、これらについては、平成8年11月1日以降は禁止構築物だということによろしいですか。

(港湾)港政課長

一般に分区を張りました五つの港区の中ではもちろんそうでございますけれども、それ以外の分区を張っておりません無指定区域につきましては、各地区計画等によって。

古沢委員

その後で聞くから。

(港湾)港政課長

別な形で計画を、分区条例上の計画になっております。

古沢委員

ここに分区を指定した、こういう小樽港の要覧があるのです。これによりますと、今、港政課長がおっしゃった無指定区域、築港駅再開発にかかわるところは無指定区域です。それに隣接するようにマリーナ港区、それから工業港区、商港区というふうにそれぞれ隣接しているわけですが、例えばこういった地形上、さらには港湾施設の配置状況から見れば、この非常に使い勝手のいい平坦地、これが現在のような活用方法でなく別活用ができるというふうに考えた場合、だれの目にもここは例えばマリーナ港区のエリアが拡大されて分区指定された区域だろうと。工業区域がさらに伸びた区域だろうと。一部は商港区、そういったふうに、もっとリアルに言えば、現在の海岸通から海側については、そういった分区指定の範囲に入ってしかるべき、そういうエリアだというふうに見ることができるわけです。

しかし、そこでお伺いしておきたいと思うのですが、小樽港の港湾計画で、そもそも築港駅周辺地区の整備についてはどういうふうに描いていました。

(港湾)工務課長

当該地区の港湾計画でございますが、現在はレクリエーション施設用地に平成3年より位置づけされておりました、それ以前はJRの線路もございまして、交通機能誘致の位置づけでございます。

古沢委員

港湾部としては、港湾計画に沿って港をどうやってつくっていくかというふうに考えれば、のどから手が出るほど欲しいような、そういう平坦地であったわけです。それをかなりいびつな形で、無指定区域という形で、臨港地域でありながら削り取られていたわけです。もともと臨港地域は、さきほどもお話をしたように禁止構築物と明確に指定されていますから、こうしたパチンコ店だとか、勝馬投票券の発売所だとか、こういったものはもう論外、建てることのできない地域なわけです。

それで、同じくデザイン課長に確認しますが、この築港地区が特別景観形成地区に指定されたのは、さきほど答弁いただいた分区指定施行と同じ日、平成8年11月1日に間違いありませんね。

(建都)都市環境デザイン課長

そのとおりでございます。

委員長

まとめてください。

古沢委員

築港再開発の計画の進行中、さらに完成後、それではお尋ねしますが、パチンコ店が単体であるエリアに進出するというのを、検討したことは今までありますか。

(企画)高橋主幹

あの地区につきましては、約55ヘクタールの開発ということで、施設そのものが単体で成り立っていくというようなことではなくて、街区単位で基本的な計画は考えてございます。

古沢委員

平成12年の6月以降、市内の業界は警察署仮庁舎跡地はもとより、もう複合施設が建ち上がっているあの地域はもちろん、自分たちが進出したくても、もしくは市外からそういった同一業種の業界の人が進出したくても、ここは出られないところだというふうに考えてきたわけです。こういうふうを考えていても無理からぬ話ですね。ところが、今回突然のように売却されて、パチンコ店があそこに建ってくると、どういうふうになりますか。市に対しての不信感というのは大きく広がったのではないのでしょうか。どう思いますか。

(企画)高橋主幹

る今までの経験下でお話をさせていただきますけれども、基本的に私どもにご相談に来たときも、ほかから来るうわさがあるとかというような話の中で、みずからこの地区にパチンコ店が進出してほしくないというようなお話で私どもは受け止めて、そういったお話をしてまいりました。そういった中で、お話の中で誤解が生じたというふうには私は思ってございませんけれども、あそこにパチンコ屋さんが出てこないという考え方で、今の多目的交流のところは確かにそういったお話をしましたけれども、トータル個別の建物ではなくて、あのマイカルの大きな施設の中にどうかという話は当時してございましたので、その辺のちょっと認識の違いはあろうかなというふうには考えてございます。

古沢委員

余り使い分けしてほしくないのですが、空地をどう使うかということで相談して、実はそういう施設はだめです、建築物はだめですと言った場合に、既に建ち上がっているところはもとより、そういうことはだめなのだというふうにだれもが常識的に思うわけです。言いたいのは、結局今はそういったことが何でもあり状態になってきているのです。港の問題しかり、まちづくりの問題しかり、特別形成景観地区、こういったものの網かけも全部事実上外れて何でもあり状態になっていると。こういうことがもともと私たちの中で、小樽のまちづくり議論の経過の中でなかったではないか。こういうことをきちんと整理・見直しをしてほしいということをおきたいと思います。

障害者控除について

時間がありませんので、簡単に原課の方に答弁をお願いしておりましたので、三つ目は障害者控除の件です。

認定書の交付状況と、もしつかんでいけば、道内の主要都市での交付状況をあわせてご報告ください。

(福祉)社会福祉課長

障害者控除の認定状況ですけれども、2月末現在、各道内主要都市より聞取りしておりますけれども、小樽市におきましては、2月末現在で84件ということで聞取りしております。道内の主要都市での聞取りの中ではおおむね10件未満ということで、調べた範囲では小樽市の認定状況が一番多いという状況になっております。

古沢委員

ご報告いただいたように、議論経過もありましたから、現場では大変頑張られているその結果だろうということで、一定の評価に値するなというふうには思うのです。ここで問題にしたいのは、相対評価ではなくて絶対評価を目指したいのです。

そこで確認したいのですが、これまでの議論経過の中で障害者手帳を交付されていない方で、要介護認定を受けている人、さらに身体障害者控除を受けることが可能と思われる対象者、どの程度というふう把握されておりましたか。

(福祉)社会福祉課長

前段の障害者手帳をお持ちの方と介護認定をお持ちの方との関係でお話ししております。介護度のいわゆる1以上の介護度を持っている方、そのうち身体障害者手帳を持っている方が約1,800人でありますので、差し引きますと2,600人ということになっております。

古沢委員

それは単純に差し引いた数ですね。そのうち税控除を受けることが可能かなというふうと思われる方は、さらに

狭まるのではないですか、どうですか。

(財政)市民税課長

今、委員おっしゃられました障害者控除を受けられる対象者ということにつきましては、第1回定例会の予特の中でご質問がありまして、その中で大枠で600人程度ということで課税されているのではないかとということでお答えしております。ただし、この介護保険事業の中で、今、合計所得金額250万円未満の方という方があります。また、この中で、市民税均等割のみが課税されている方がおりますので、これらを控除していくと、市民税における均等割額のみが課税されている所得、そういうものがいくらになるのかということになりますと、この所得控除額というのはおおむね176万円です。この176万円を控除額から換算して、1年間の年金額がいくらぐらいかということ逆算していきますと、おおむね335万円程度。所得税の額によりまして所得控除が違いますから、359万円程度になります。これらを考えますと、それら340万円から360万円ぐらいの年金額を受給されている方というのは、この600人のうちの中から考えますと、おおむね半分ぐらいの方々になるのではないかとという推定はしております。

古沢委員

極めてアバウトな推計値でも300人ぐらいの人が対象になるだろうと。しかし、確定申告期はもう間近なのです。念のために聞きますが、3月16日に認定書を交付してほしいという申請があった人の扱いはどうなりますか。

(財政)市民税課長

3月16日ということになりますと、今年度15年度につきましては、認定書を交付された日から所得控除の対象となりますので、15年分の給与収入あるいは年金収入、要するに所得から控除を受けられるということになります。それで、前にもお答えしておりますが、確定申告というのが5年間さかのぼって所得控除なり還付申告を受けることができますので、その部分につきましても、一般的には今年3月16日以降ということで、その3月16日以前につきましては認定の状況がわかっておりません。ですけれども、これは税務署の方に申告することによって、受けてくれるかどうかという判断は税務署でしてくれると思いますので、私の方ではできるできないはちょっとわかりません。

古沢委員

個人事業者の場合は。

(財政)市民税課長

個人事業者につきましても確定申告を必ずやっておりますので、そういう面からいくと、ちょっと控除の対象からは外れるのではないかと思います。

古沢委員

個人事業者の場合は5年間さかのぼれないですよ。ですから、3月16日に認定書をもらったら、来年の確定申告期でその認定書が生かされて、来年度の分の還付を受けることができるということになりますね。

そこで、問題は、絶対評価を目指したいというのは、私はその点を言っているのです。参考までに言いますと、人口規模が同程度で、新潟県の上越市、人口13万4,700人。ここでは行政側、市の側が要介護・要支援認定者を対象にして1人1人審査をします。そして、基準に該当していると判定された方については、認定書を送付しているのだそうです。その送付している交付数が今年度で2,400人分です。おっしゃられたように、2,400人が小樽市とぶつけた場合に、全部の方が対象とはならない。もらっても役に立たないという方はかなりいるでしょう。だけれども、問題は、周知徹底をするということに眼目を置いた場合の取組方を僕は言いたいのです。他の市が、町村が、3件だ5件だ10件未満だと。それに比べて小樽市は、84件だから断トツだと言って相対評価で甘んじるのではなくて、ぜひそういったことを取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

(福祉)社会福祉課長

今、委員から事例でお話がありました新潟県の市の状況というものは、去年の春以降何回か担当の方にもお聞き

しまして、やり方というものを聞いております。また、国のこれに関する通知というのも何回かございまして、いろいろ道内・道外やり方を勉強しまして、小樽市として今やっている方向で行っているということで、そういった意味で市民周知という部分では、一般的に他の市よりも回覧板などもやっております、あるいは介護保険の介護度の決定通知書、これをそれぞれの方にお上げするときに同封いたしまして、こういう制度がありますよということも周知しておりますので、市民周知といった部分ではかなりやっているというふうに考えています。

また、今後とも勉強はしていきますけれども、勉強のところでは、そういった部分では小樽市の今のやり方というのは、私の方からしますとベストのやり方と言えるというふうに思っております。

古沢委員

これで終わりますけれども、ぜひ勉強、研究、前に進めてください。最後の一言が気に入らないです。ベストと言ったら、もうこれ以上前へ進まないのだよ。ぜひ勉強進めてください。

それで、時間の延長をしました。何しろ日曜日に起きた出来事が急に入ったものですから、そういったことも含めて時間延長になってしまったことをおわびして、私の質問を終わります。

委員長

ご苦労さまでした。

それでは、共産党の質疑を終結をいたしまして、質疑を続行していきます。

教育委員長をご案内していますので、余りお待たせするのも恐縮ですので、お入りいただきます。

そうしたら、松本(聖)委員、自民党が終わったら続けてやらせていただくと。

松本(聖)委員

承知しました。

委員長

それでは、質疑を続行いたします。

自民党に移します。佐々木(政)委員。

佐々木(政)委員

銭函雨水渠工事、市営住宅集約化、小児センター跡利用、地元企業の育成について

私の質問もご案内のとおり、今日はいよいよ最終段階に入ってまいりました。これで議会活動の中での質問は終わらせていただくこととなりますが、4点ほど、時間の関係もございまして、固めてお伺いをさせていただきます。

まず、水道局、下水道の方の関係についてお伺いいたします。

銭函新通線の札幌側の区域については雨水管の布設工事、これが新年度より18年度までの4年計画、こういうことを示されております。当初計画よりは実質的に2年ほどおくれてスタートをしているわけではありますが、この計画についていくらか早めるということはできないものなのか。この点を率直にお伺いをさせていただきます。

次に、建設の住宅課の方にお伺いをさせていただきますが、桂岡市営住宅の件で提案を含めてお聞きしたいのであります。現在入居者は32か33世帯がございまして、入居者は1棟の中で2ないし3世帯の入居状況でございまして、入居者のコミュニケーションを図る上からも、2棟か3棟ぐらいに集約を図るべきでないか。1棟については、今申し上げましたように点々と入居をしているわけでございまして、やはり自治会の管理上、それから隣同士のお互いに声かけを行う必要があると思っておりますが、そういう面のやはり欠落、それから一つの例を申し上げますと、三、四年前かと思っておりますが、入居者の中でご婦人でございまして、おばあちゃんでございますが、松本さんという方が実は亡くなっておられます。それで、隣近所からかなり離れている関係もございまして、実際的に声かけをできなかったと。亡くなってから4日ぐらいたってから初めて発見をされたらと、こういうような状況もございまして、今申し上げましたように点々として入居させるのではなく、2ないし3棟ぐらいに集約を図って、いわゆる自治会の

管理上、コミュニケーション、そして冬期間の除雪など、そういう面では利便性がございますので、こういう管理の状況を自治会の方ともご相談をされて、今後協力を求めながら検討する必要があるのではないかと。これが1点でございます。

それから、企画部にお伺いをいたしますが、道立小児総合保健センター、この件につきましては、既に道の方では肢体不自由児療育センターと統合するということが既に発表されておりまして今日になっているわけですが、以前にお聞きをいたしました中では、平成19年ごろの予定と、こういうようにお聞きをしております、実施年度につきましては、予算措置の関係上、若干延びる可能性もあると。しかし、跡利用につきましては、小樽市とじゅうぶん話し合っていきたいということが当時お話をされたら、こういうように議会の方にもご答弁があったわけでございますので、現在、道の方とどのように話し合いが進めておられるのか。また、今後その跡利用について、道の施設でございますので、小樽市独自の考え方ではないかと思っておりますけれども、市としてはどのように今後進めていかれようとするのか、この点をお伺いをいたします。

それから最後に、経済部、財政部の方の関係もございまして、お聞きをしたいのでありますが、3月6日のこの委員会でお聞きをいたしまして、ご答弁をいただいたのでありますが、私は地元企業の育成という面をやはり重要視して、今日まで何回か議会の中でご質問をさせていただきました。地元には数多くの企業があるわけでございますので、やはり公共事業を行う際、地元から地元の製品、いわゆる産品を公共事業に使う側へ調達をするという、そういうことが必要であろうと。今日、ある意味こういう経済状況でございますので、こういう面につきましても、さらに経済状況の振興上からも積極的に考えていく必要があるのではないかと、こういうように思いますので、以上それぞれ関係理事者の方のご答弁をお願いをしたいと思います。以上であります。

(土木)建設課長

銭函の雨水きょを早くできないかというご質問でございます。銭函は第5排水区と申しまして、桂岡の保証牛乳の向かい側、あの辺一体の15.9ヘクタールの雨水の処理をするということで、今年度、平成15年度から平成18年度の4年間にかけて工事を行っていきたく、このように考えております。それを早くできないかというご質問でございますけれども、国の財政状況、小樽市の財政状況もありますので、先行きがまだちょっと不透明なところもございまして、この場で早くできるかできないかというご答弁に関しましては、差し控えさせていただきたいと思っております。

水道局長

今、建設課長の方からご答弁ありましたけれども、雨水きょの工事といいますのは下水道事業関係でございます。それで、今、私も下水道の推進につきましては、この地区は未整備でございますので、やはり水洗化の方が優先されるのではないかなというふうに、率直に申し上げまして、そう考えております。

それから、15年度予算におきまして、年度末、不良債務が発生する予定でございますので、その辺、財源的にも大変厳しいという状況でございますので、今の考えとしては、やはり実施計画等がまだできていない段階では、佐々木(政)委員のご質問でございますけれども、なかなか難しいのかなというふうに、18年度の年次計画で18年度完成を目指して頑張っているというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(建都)住宅課長

ただいまの市営桂岡住宅についての集約化ということでございますけれども、当団地につきましては、昭和44年から46年にかけて建設された長屋建ての2階建て23棟、118戸の規模となっております。また、入居世帯については、現在39世帯の方が入居でございます。ただいま委員がご指摘のとおり、入居者がそういう形で点在していると、こういうことでは確かに除雪とか、あるいは管理面、あるいは自治会活動については支障を来していると、こういうふうには考えてございます。

市といたしましても、以前こういった面も含めまして、個々の世帯については審議会等についてご案内申し上げ

た部分がございましたけれども、やはり個々のケースということもございまして、なかなか協力は得られなかったと、こういうような実態もございます。ただ、さきほど委員がお話していただきました自治会としての協力も得られると、こういうことであれば、再度私どもも自治会ともお話を申し上げた中で、当団地についての集約化については調整を図っていきたく、こういうように考えています。

(企画)川堰主幹

小児センターの跡利用についてでありますけれども、これまで企画部としましても、何度か北海道の保健福祉部と意見交換を行っております。北海道では、道庁内で跡利用の検討委員会を設けまして、その検討委員会で検討を進めているということで伺っておりますが、まだ具体的な方向性は定まっていないというふうに言っております。いずれにいたしましても、北海道の施設、用地ということもございまして、北海道の考え方が重要なポイントになっていきますけれども、今後は企画部としましても、銭函地区の地域振興ということもございまして、道とじゅうぶんな意見交換を続けてまいりたいというふうに思っております。

財政部長

公共事業ということでしたので、地元企業の育成関係のことでお答え申し上げたいと思いますけれども、先日ご質問ありましたとおり、いわゆる市が発注する工事関係につきましては、工事確認の際の仕様書におきまして、地元企業育成のために、資材関係は市内に本社を置く業者から調達するということでの条件をつけてやっているわけであります。それで、非常に財政状況、おっしゃるとおり経済状況も厳しい状況ですので、市内の業者の方たちもご苦労なさっていると思いますけれども、やはりこういうことの中には、いろいろ契約に当たっては、競争原理がありますが、やはり単価だとか、そういう経費関係の部分も、一応そういう面では出てまいりますが、事業費も大いに努力していただきたいと思っておりますし、また我々も、一応工事の際には、市内の企業から発注されている資材を使っているかどうかということについても、現場の検査を行いながらいろいろ指導してまいりたいというふうに思っております。

佐々木(政)委員

ご答弁ありがとうございました。

前田委員

国旗・国歌について

本会議での一般質問に関連しまして、教育長の答弁に基づき国旗掲揚、国歌斉唱について質問をしていきます。

なお、本日の予算特別委員会総括最終日、西條文雪教育委員長の出席要請をお願いいたしましたところ、大変お忙しい中、快諾をいただき、ご出席をいただきましたこと、まことに恐縮に存じます。

そこで、教育委員長におかれましては、私と教育長及び関係理事者とのやりとりをお聞きいただきまして、最後に私が本会議で一般質問しました原稿を一、二分程度朗読いたしますので、これをお聞きいただきまして、教育委員長としての所信あるいは指針をお示しいただければ、この問題の市民及び我が党の今後の指針の参考にもなりますので、ぜひ忌たんのない明快なご答弁をご期待申し上げまして、質問に入ります。

まず初めに、新旧学習指導要領での国旗掲揚、国歌斉唱の文言、表現、これについて、改めてお聞かせください。

(学教)指導室長

新旧の学習指導要領におきます国旗・国歌の扱いについてでございますが、特に特別活動につきまして、旧学習指導要領では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」これが旧の学習指導要領でございます。同じように、現行の新しい学習指導要領におきましても、特別活動においては同様の文言になってございます。それから、音楽の指導授業につきましては、旧の学習指導要領では「国歌君が代は、各学年を通じ、児童の発達段階に即して指導すること」となっております。そ

れが現行では「国歌君が代は、いずれの学年においても指導すること」となっております。以上でございます。

前田委員

それで、本市の過去5年間の小中学校での国旗掲揚、国歌斉唱につきまして、実施状況と他都市と比較してお聞かせください。それで、資料いただいていますので、見ればわかるところでありますけれども、ちょっと中身を説明してください。

(学教)佐藤主幹

卒業式、入学式におきます国旗・国歌の実施状況についてでございますが、平成9年度の卒業式におきましては、小樽市では、国旗につきましては小学校では12校42.9パーセント、中学校におきましては6校35.3パーセントで掲揚されているところでございます。国歌につきましては、小中学校とも未実施という状況になっております。なお、文部省の調査によりますと、平成9年度の卒業式におきまして、全国では、国旗におきましては小学校では99パーセント、中学校では98.5パーセント、国歌につきましては小学校88.2パーセント、中学校84.8パーセントとなっております。

続きまして、平成10年度でございますが、入学式におきましては、小樽市においては、国旗につきましては小学校9校32.1パーセント、中学校4校23.5パーセントで掲揚してございます。国歌につきましては未実施となっております。全国でございますが、国旗につきましては小学校98.8パーセント、中学校98.4パーセント。国歌につきましては小学校は86.6パーセント、中学校は84.7パーセントとなっております。

次に、平成10年度の卒業式でございますが、小樽市におきましては国旗、小学校では9校32.1パーセント、中学校5校29.4パーセントとなっております。国歌の斉唱につきましては、いずれも未実施となっております。

全国の状況でございますが、国旗、小学校につきましては99.0パーセント、中学校では98.6パーセントとなっております。国歌につきましては、全国では90.5パーセント、中学校では87.1パーセントとなっております。

続きまして、平成11年度の入学式でございますが、続けてよろしゅうございますか。

前田委員

申しわけありません。全部やると相当時間がかかります。ちょっと主なところだけで結構です。

(学教)佐藤主幹

それでは、その後でございますが、割愛させていただきまして、平成13年度の卒業式の実施状況でございますが、小樽市におきましては、小学校、国旗は27校96.4パーセント、中学校、16校94.1パーセントとなっております。国歌につきましては、小学校でございますが、19校67.9パーセント、中学校14校で82.4パーセントとなっております。なお、全国の状況でございますが、国旗につきましては、小学校99.9パーセント、中学校も同様でございます。国歌につきましては、小学校99.3パーセント、中学校につきましては99.2パーセントとなっております。

以上でございます。

前田委員

それで、答弁いただいております小樽市の場合、これただいま報告あったとおりですけれども、国歌掲揚が96パーセント、国歌斉唱が73パーセントということで、この平成9年からの数字を見ると、数字的には相当改善ということが、実施率が上がってきているわけでありましてけれども、それでお聞きしたいことは、国旗掲揚・国歌斉唱ということになりますと、この中身なのです。私も議員になってから、地元周辺の小中学校には、卒業式、入学式、機会あるごとには行っております。揚がっていたり、揚がっていなかったり、またいろんなパターンがあるわけですけれども、この国旗掲揚とは、国歌斉唱とは、いかなる状態を想定されたものであるのか、お聞かせください。

学校教育部長

既に皆さんにお配りしております資料の3ページをごらんください。そこに卒業式や入学式における国旗・国歌の取扱いについてということで基本方針が書いてございますが、国旗掲揚につきましては、国旗は式場内に掲揚す

ることを原則とすること。国旗は式の初めから終わりまで掲揚すること。国歌につきましては、式次第に国歌斉唱を位置づけ、実施することを原則とすること。式当日までに教科等において国歌の指導をすることという、この基本方針を踏まえまして、国旗・国歌の実施ということにさせていただきます。

前田委員

ということは、それを確認して96パーセント、あるいは73パーセントですよというふうにご答弁されているということなのですね。

学教教育部長

国旗も国歌も のところに、掲揚することを原則とすることを位置づけることを原則とするということになっていますので、原則でございますので、若干例えば、掲揚台が使えないですとか、そういうこともございますけれども、一応あくまでも原則として私どもはとらえてございます。

前田委員

それで、これいただいた文書を読んで見ていったのですけれども、この資料の何ページになるのか、設置様式を指導室長へ報告をすると。要するに、式終了後。この様式の項目というのか、内容と、これいわば報告された内容が、全部この96パーセントと73パーセントに合致するものにきちっと分類されるものなのか。それとも、いろんなパターンがあるわけだから、どう分類されて、どれがこういう数字になってきているものなのか、この辺ちょっと具体的に、しっかりとお答えいただきたいのですけれども。

(学教)指導室長

基本方針につきましては、ただいま担当の教育部長の方からご答弁申し上げた、そのような内容で臨んでおります。具体的には個々それぞれの学校の実態がございますので、児童・生徒の実態もございます。それらのことを踏まえながら、いろいろな形が出てきていることは事実でございます。その中全体をひっくるめての数字としてごらんいただければなど、このように考えております。

前田委員

だから、全体をひっくるめての数字ということになりますと、この数字そのものが基だ不完全というか、信憑性というか、正確性に欠ける数字になってくるわけです。それで、この基本方針ですか、別紙1のこれを見ると、式の初めから終わりまで掲揚することということとなっている、2番目に。そしてこの国歌については斉唱、この斉唱というのは何だろうか、ちょっと前後しますけれども、お聞きしますけれども。

(学教)指導室長

斉唱と申しますのは、一斉に全員が式場の中で声を出して歌うということにとらえております。

委員長

それで73パーセントになっているのか。

前田委員

今のその答弁と、式の初めから終わりまで掲揚すること、これをきちっと報告に基づいて精査して、96パーセントと73パーセントになっているのか、いないのか、正確にお答えください。

(学教)指導室長

さきほどもご答弁申し上げましたように、それぞれの学校でさまざまな事情がございます。状況がございます。学校長の方から報告をいただいている内容でまとめさせていただいております。

前田委員

どうしても細分類して、数字に表わすということとはできないということですか。

(学教)指導室長

個々細かな部分でここで申し上げることは、資料今持ってきておりませんので、できない部分がございますが、

さきほども申し上げましたように、それぞれの学校で校長先生さまさまざまなご努力をいただきながら実施をしていただいた部分でこちらも把握をしていきたいなと、このように考えております。

前田委員

その問題ばかり突っ込んでやっておられません。時間がありません。

それで、一般質問でも、教育長の想定された状況はつくり出されているかというくだりのところがあるのですが、あの質問をしてから今日で7日目。7日たちました。それで、小学校の卒業式は何月何日で、あと何日なのか。中学校の卒業式は何月何日で、あと何日なのか。今どういう状況になっているか、そういう部分をちょっと。

(学教)指導室長

中学校の方の卒業式は今週の金曜日、14日以降でございます。小学校の方は16日の日曜日から21日の間に、各校それぞれ曜日が定まっております。具体的な曜日、構成、つかんでおりません。今現在わかりません。申しわけございません。

前田委員

16日というと、あと6日、まあ1週間もないわけです。土日入れると、もうあと四、五日なのですが、これ実際にもうあれですか。国歌の歌唱指導だとか、そういうものは、小中学校何校で何回何時間。そこまでこの間聞いたのですけれども、ちょっとこの場ではということは、本会議場ではちょっとわかりませんということで通したのですけれども、あれから1週間、どうですか。

(学教)指導室長

児童に対する指導時間数につきましては、本会議場の中で学校教育部長の方からご答弁申し上げました1時間ないし2時間ということで、学習指導要領上、学校教育課程で定まっておりますので、その時間数で行われております。1時間から2時間の幅で、例えば卒業式の全体の練習の中でも指導が行われる場面もございます。今回、この状況について各学校から報告をいただきました。昨年実施をした1時間ないし2時間も含めて、それから練習の中での指導も含めて、小学校では約60パーセントの学校で実施をしたと報告をいただいております。今年度につきましては、80パーセントを超える学校で、今後の指導も含めて考えていくというような報告をいただいております。

前田委員

それで、今年の平成15年1月13日、小樽市総合体育館で成人式が行われました。その式次第の項目の中に、国歌斉唱とありました。あれだけの方、成人式に来られていると思いますけれども、私は立って歌いましたけれども、ほとんど出席されている方の歌声というの、ほとんど聞かれませんでした。なぜ歌わないのかなと。それとも歌えないのかな。この辺の現象ですね。これの要因、原因というの、どんなところにあるかと思われませんか。

(学教)指導室長

なかなか難しい質問でございますが、私自身が私自身の問題で申しますと、やはり小学校のときの担任の先生に教わった部分が最初で最後でしたから、そういう部分があれば、頭のどこかに残っているのかなと。あとはスポーツ番組なりテレビ報道の中で、そのような場面がいくつかございますので、そういう部分では、国民としては目に触れる、聞く場面があるのかな、最近は多いのかなと思っておりますけれども、そういう学校教育の中で、それからそういうさまざまなマスメディアの中での扱い方を含めて、そういう接する機会が少ない部分かなと、このように考えております。

前田委員

今の質問の答えを出そうというのはなかなか難しい状況なので、これはこれでいいとします。

あと今日資料もいただいておりますけれども、教育長は、各小中学校の校長あるいは教頭先生にこの問題について指導方針を出したと、こういってございまして。それで、何回出したのかを含めて、指導回数ですね。それと、このいただいているのは13、14の文書なのですけれども、この表現、文言等に何か違いがあるのかどうなのか、こ

の辺も含めてお願いいたします。

学校教育部長

指導の回数等についてでございますが、各校長会議等でその都度お話ししてございますので、指導の回数うんぬんというようなことは明確には押さえてございませんが、ただ2ページ、さらには5ページに、平成14年度1月16日並びに平成15年1月28日付けで、教育長から各小中学校長に通知文を出してございます。この結果がさきほど数字が出されてございますが、数字の著しい向上につながったものというふうに、私も押さえてございます。2ページ目と5ページ目を踏まえまして、次の3ページ目と6ページ目でございますが、別紙1というところで、基本方針でありますとか、取扱いに当たっての留意事項を述べさせていただいております。これは、それぞれ校長先生方が2月、この通知文出しているわけですから、1月の末、2月、3月の初めまでにじゅうぶん説明していただいております。これだけではなくて、さらに4ページと7ページに別紙2というのがございまして、ここに国旗・国歌の取扱いということで、小樽市教育委員会名で出してございますが、これは先生方、教職員お一人おひとりに校長先生から配っていただきまして、さらに徹底するというので、校長だけではなくて、先生方の手元にこれ置いて、私もさらに実施率向上のために努力しているところでございます。あと口頭では、その都度説明させていただいているところです。以上です。

委員長

大体時間ですので、まとめてください。

前田委員

もう一点について。道教委の方から直接指導があったと、こういうふうにも伺っております。この指導の内容と、こういうものについて、これちょっとお伺いします。

学校教育部長

道教委では、14の教育局にそれぞれ指導しているわけでございますが、後志教育局におきましては20市町村において、それぞれ国旗・国歌の現状、さらに今後どのように取り扱っていくかという指導がございまして、それが終わった後、小樽だけほかの19町村から見ますとまだ実施率が低い、90パーセントに限りなく近づいてございますけれども、まだほかのところほど90パーセントでございますので、そのあたりで現状と課題、さらには方策等につきましまして、私と室長が指導しているところでございます。以上です。

前田委員

もう一点。最後になりますけれども、最後の最後の前ですね。

それで、これは文書、これ通知したということでありますけれども、この通知ですとか、もう一点、この学習指導要領、これらの法的拘束性というのか、この辺についてお聞かせください。あるのかないのか。

(学教)指導室長

ただいまお話を申し上げましたそれぞれの通知文にも載っておりますが、最高裁判決が二つ出ておりまして、永山裁判、それから伝習館事件の裁判等が出ております。その中で学習指導要領の持つ法的拘束性については明らかとされておりますので、そのように考えております。

前田委員

明らかということでありますから、それでちょっとそれを踏まえてお聞きしますけれども、今年の14年度の卒業式、15年度の入学式、これは今着々と実施状況100パーセントになるよう進められているという旨の報告答弁がございましたけれども、教育長はこの今の答弁、拘束力、このことに関連して、この通知に従わなかった、指導に従わなかった、これらの校長をはじめ学校関係者がおられた場合、どのような処置をとられることになるのか、とるおつもりなのか、この辺について。

教育長

国旗・国歌の指導については、校長、教頭を通じ、教職員に理解を求め、卒業式・入学式が確実に指導に従って行われるように努めております。教育委員長からも後ほどお話があるかと思いますが、教育委員会としては昨年以上のことを期待しており、あらかじめ校長以下学校職員の処分指導といったようなことは想定しておりません。

前田委員

個人指導、部分指導。

委員長

最後の処分指導について、もう一度お願いします。

教育長

去る2年ほど前に、各学校で国旗掲揚のときに国旗をおろすとか、それから式場の国旗を持ち出すとか、そういう事例があって処分をいたしました。昨年は、そういう事例が全くございませんでしたので、私どもの指導に理解というか、そのことについて説得をしておりますので、現在のところ処分の想定はしておりません。

前田委員

仮にあった場合どうされますか。前例に倣いますか。

教育長

そういう事態がもし起こった場合は、その時点で判断をいたしたいと、そう考えています。

前田委員

最後になります。質問の最後になります。教育委員長にお尋ねいたします。それで、私の本会議のときでも、一般質問の原稿うんぬんということを言おうと思っていたのですけれども、教育委員長も聞き及んでいると思いますので、これは省略させていただきます。

それで、今の教育長及び理事者とのやりとりをお聞きいただきましたので、あわせて教育委員長としての所信、忌たんのないところ、指針、あわせてあればお聞かせいただいで、私の質問は終わります。

教育委員長

教育委員長を仰せつかっております西條でございます。

私は教育委員長は教育委員会を代表するということですが、ご存じのように、教育委員会というのは合議制でなっておりますので、私がしゃべったことが、すべて教育委員会みんな一致した意見というふうにひとり歩きしてしまう可能性がございますので、その辺をちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

国旗・国歌問題につきましては、私が教育委員になる前というのは、どうして国旗・国歌でもめているのか、深く考えたことも実際ございませんでしたけれども、私も海外に行くことが結構多くありまして、そのときに海外に行きますと、その国の国歌あるいは国旗に対する考え方あるいは思い入れの強さというものが、非常に私どもも刺激を受けて帰ってくる場合がありますし、逆に言うと説教じみた話をされるなんていうことも、過去に経験したこともございます。それで、私が3年前に教育委員にならせていただいたとき、これはこの数字にも出ていますけれども、国旗の掲揚あるいは国歌の斉唱の実施率というのが非常に低かったわけですけれども、去年はかなりそういう意味では数字的には改善されたと思います。教育長あるいは教育委員会の事務方の皆さんの辛抱強いご努力によりまして、実質的には数字は上がってきております。

それで、昨年の1月に学校管理規則の改定というのがございまして、校長先生の権限というものが今まで以上に強化をされ、それが明文化されたということで、私どもの教育委員会と校長先生とがもっともっと協力をし合って、いろいろな学校運営の諸問題について取り組みやすくなったということも事実だと思いますし、そういう意味で、今年も卒業式も迫っておりますけれども、そういった国旗・国歌の問題についても、今まで以上に実施率が向上するものというふうに思っております。

日本の場合といたしますと、機会均等というのは、今までどっちかという結果均等みたいな考え方があったと私

は思っているのですけれども、学習指導要領の中にも、当然今までも何回もお話出てきていますように、この国旗・国歌の問題については、そういうふうに指導しなさい、やりなさいよということで出ております。今までは、それが教えられていないケースというのがけっこうございましたので、これはもうやはり教えないことには話が始まらない。教えてもらわなければ、子どもたちはそれがいいのか悪いのかも判断できないという状況が今まであったと思います。ですから、その辺さらにさらに強化をして指導していきたいと思ひますし、今のような国際社会で我々は生きているわけですけれども、そういう国際社会とのつながりが密になっている現在では、総合学習なんかも実際に始まっていて、いろいろ総合学習の中のメニューがありますが、国際関係に関するいろんなそういった授業も中にはございます。その中で、そういう授業をやっていく過程では、やはり子どもたちが自分の国を愛するとか、それから国旗・国歌に対して敬意を表するという、そういった部分というのは、いいとか悪いとかという問題ではなくて、これはもう当たり前のことだというふうに私は思っておりますので、これがやっぱり国際社会の中で生きていく私どものバックボーンになるものだろうというふうに思っております。

さきほども言いましたように、卒業式も迫っておりますし、校長先生の意気込みも、今まで以上に非常に強いものも私どもは感じておりますから、昨年以上の実施率というものが期待できると思ひますし、今回に終わらないで、さらにさらに完全実施に向けて、私どもも強く指導を続けていきたいというふうに思っております。私も大変素人で、微力ながら頑張りたいと思ひますので、議員の皆様方にも、これからご指導お願いしたいと思ひます。

以上でございます。

前田委員

期待します。終わります。

委員長

小樽の公教育の充実にいっそうの努力をお願いいたしまして、お礼とします。どうぞ退席してください。

それでは、自民党の質疑を終結をいたします。

市民クラブに移します。松本(聖)委員。

松本(聖)委員

国旗・国歌について

本日は、前予算特別委員会2日目の総務・経済所管の質疑に引き続いて、職員の駐車場の確保問題について質問いたしますという通告をしておりました。その前に1点だけ気になったことがありましたので、今の国旗・国歌問題について、確認させてください。通告にありませんけれども、お許しいただきたいと思ひます。

今、自民党さんのこの質疑を聞いていまして、1点気になったのです。数字上はこのように表われているかもしれませんが、非常に改善されていると私も思ひますが、質の問題です。さきほどの質疑の中にも若干出てきましたけれども、斉唱という問題があった。実際に聞いてみると、だれ一人声出して歌っていない。国旗が掲揚されているといつても、その掲揚のしかたが、いわゆる世間一般に国旗に対して敬意を払ったような掲揚のしかたではない場合がある。こういったもの、方法。置いてあればいいのだとかというお役所的な数字の示し方は、私は余り好きではない。中身をきちんと充実させていただきたいと思ひますが、この点についてどのようにお考えですか。

学校教育部長

ご指摘のとおり、内容についてはふじゅうぶんな内容もあるかと思ひますが、過去の経緯もございまして、徐々に改善されている段階でございますので、さきほども申し上げましたように、基本方針を定めまして、それに沿うべく各学校で努力していただいているところでございますので、もう少し時間いただければと思ひます。

松本(聖)委員

もう一言だけ言わせてください。

釈迦に説法かもしれないのですが、国旗の掲揚のしかたというのは国際的に決められているというわけではない。一般的なルールというものがあります。そういったことを教えるのも、この教育指導要領だと思っております。そんなこともわからないから、さきほどお話があったように、成人式の会場でだれも立ちもしない、歌いもしないなんていうことが起きているわけです。これはすべて指導している教員に責任がある。あなた方に責任があるなんて言っていません。現場の教員に責任がある。その辺に対する指導を徹底していただきたいというお願いをします。

職員駐車場について

そもそもの質問に入りたいと思うのですが、おかげさまでといたしますが、とても公園の駐車場すいていますね。そのうち夜道刺されるのではないかなと心配なのですが、それで指摘して一つ気付いたのですが、非常に不公平な事態が発生しているのではないかなと思うのです。

例えば、港湾だとか、分庁舎だとか、周辺に駐車場がじゅうぶんあるところはいいいのですが、市の本庁舎の周りというのは余り有料の駐車場もなければ、当然職員の方々がこの敷地内に止めるということもできなければという状況にあるのです。職場の違いでいろいろ不公平感がある。最も不公平だと思うのは、小学校や中学校の市立の学校の教員です。学校の敷地内に平気で堂々と、市のあれ土木の予算でかな、除雪しているのです。そこにまた、土木で除雪しないところは、用務員の方がせっせと朝早く来て除雪していると。そこに平気で車を大きな顔して止められたら、同じ公務員としてこんな不公平なことはないなと思ったのです。

そこで、お尋ねいたしますけれども、本庁舎は別として分庁舎、港湾もあれば色内の分庁舎もありますね。そこの方々の職員というのは、車をどこに止めておられるのでしょうか。それぞれおわかりでしたらば、所管されているところでお答えいただきたいのですけれども。

(市民)消費生活課長

分庁舎でございますが、職員が10名ほど奥の方に駐車しています。

(港湾)港政課長

港湾部についてご説明いたしますけれども、マイカー通勤している職員が何人かおりますが、近隣の民間企業の管理用地を有料でお借りいたしまして、そこに止めてございます。

(総務)総務課長

教育委員会は、今、冬の間は駐車禁止にしております。それから、あと夏場は駐車スペースがそれなりにございますので、それはお客様に迷惑にならないようにということでやっております。

松本(聖)委員

あとはどこかないですか。環境部さんとかはどうなのでしょう。あの離れたところに焼却場等お持ちですけれども、常勤の職員の方というのは現場におられるのですか。

(環境)管理課長

環境部の場合でございますけれども、天神の方に廃棄物事業所、それからリサイクルセンターがございます。あと銭函の方に礼文塚のし尿処理場がございまして、構内への職員のマイカー駐車をしているというのが実態でございます。このほか施設としまして、桃内、寅吉沢の埋立処分場がございますけれども、一応こちらの方の施設、市の職員のマイカーはございません。ただ、管理運営しております業者の従業員のマイカーの駐車がございます。

(学教)学校給食課長

新光調理場とオタモイ調理場は、主に食材の搬入の支障にならない範囲内で、職員の駐車が認められています。

(学教)社会教育課長

社会教育部の中では社会体育課が、体育館の職員と一緒に体育館の裏側にスペースがあります。また、青少年科学技術館の職員は、敷地内でございますけれども、お客様の止めない場所、利用しない場所に止めているというような状況でございます。

(水道)総務課長

水道局におきまして、庁舎にお客さんの駐車場がございますけれども、それ以外に、いわゆるデッドスペースといいますが、お客さんの利用のないところに車の駐車を認めております。また、その他の施設ですが、浄水場だとか、処理場がございますけれども、それらも同様の形で、お客さんが止めないスペースに車の駐車を認めてございます。

経済部次長

経済部の所管の施設としましては、水産市場と青果市場の二つがございます。これにつきましては業務に支障のない範囲内で、職員が各2名ほどマイカー通勤してございまして、業務に支障のないところに構内で駐車をさせていただいております。

(学教)総務課長

教員について、教員は道所管の道費職員ですが、教員については当該学校の方にいろいろ確認をさせて処理いたしています。自家用通勤の方に限っています。

松本(聖)委員

職務上やむを得ないとか、公共の交通機関が絶対に使えないような場所にあるとかという場合は、それはやむを得ないと思います。自家用車で行く以外に方法がないという場合は、だけれども、大半の方は、当然公共の交通機関を利用して通勤できるわけです。ただ、利便性という問題から自家用車を使っておられる。ほかにいろんなさまざまな家庭的な事情もありでしょうけれども、自家用車を使うということの主な理由の一つは、利便性だと思うのです。特殊な事例を除いて考えても、本庁に勤務しておられる方々と、そういう分庁舎なりに勤務されている方々と比べた場合、駐車場の確保のしかたというのはこんなに違うわけです。同じ市の職員としてえらい不公平だなと。さきほど指摘した教員の場合、これは任命権者が道でありますから、小樽市としては何とも言いがたいですけども、施設を管理しているのは小樽市です。そこを、片や一部の方は無料で自由に使える。けれども、先だって指摘したように、この本庁の職員の方々は、当然敷地内に止められるわけでもないし、公園に止めたらこんなのが文句言うし、こんな不公平なことはないと思うのですが、そこでどうなのでしょう。例えば、市の敷地を利用されている方々からいくばくかでも駐車料金をとるとかというようなことは考えられないのでしょうか。これはどこで聞けばいいのかな。

(総務)総務部長

今、各部からご報告しましたように、職員の駐車の問題に関しましては、それぞれいろいろ敷地の問題等もございまして、来庁者に支障のないような形で、それぞれの施設管理者が許可をしているというのが実態です。他都市においても、最近敷地内における駐車に関しまして、有料化という動きもありますので、私どももそれらをじゅうぶんに検討といいますが、どういう方法が今言った職員間の不公平感がないか、その問題に着目をして、今後対応してまいりたいというふうに考えています。

松本(聖)委員

市の職員に関してはわかりました。今、部長の答弁ありましたように、不公平感をなくすということでございますけれども、さて学校敷地に止めておられる教員の方々はどうでしょう。小学校とか、中学校とかというのは、大概生徒さん、児童さんは、歩いて通ってくるのです。歩いてでも通える便利なところにあるわけです。車で来る必然性は何もないのです。なぜならば、朝早く来るわけでもなく、夜中遅くまでいらっしゃる方もいるけれども、そうでしょう。だったら、公共の交通機関でもじゅうぶん通えるはずでしょう。車で来る必要性は何もないけれども、なぜ車で来るのかという理由はあるのですか。車で来なければならぬ理由というのがもしあったら、教えてください。

(学教)総務課長

先生方が車で来る理由は、個人のことでですのでわからないわけなのですけれども、ただ学校施設を管理するという取組に当たっての一つの指針という、それについては、これは市と同じなわけですから、市の方の方向性が見えれば、それに沿って先生方も同じようなことというような扱いができないかどうか、それについて検討していきたいと思います。

松本(聖)委員

いろいろと何か言われているのであれなのですけれども、基本的に平等にしましょうということなのです。

(「そうしたら、議員も同じだと言われるぞ。議員も置いたらまずいという話になるぞ」と呼ぶ者あり)

いや、だったら、費用を払えばいいではないですか。市民の方々は用があって来ているわけです。短時間止めている。だけれども、例えばそこを1年間占有するというようなことがあるのならば、それに相当した費用というのは当然かかるわけですから、ここだって除雪してくれているわけですよ。学校の敷地だって、何で学校の敷地、学校の敷地と言うかということ、給食の搬入のために土木の方が通路の除雪してくれていますよね。そうでしたよね、たしか。違っていたら、指摘してください。そのほかの細かいところというのは、聞くところによると、用務員の方が朝除雪しているのだと、生徒の通学が困らないように。実際に現場見てみますと、駐車スペースのところもきれいに除雪してあるわけです。朝早くに用務員の方が除雪しているように見受けられるのです。そこに黙って止めるというのはいかがなものかなと思ったので、聞いたのです。なぜなら、僕が指摘した花園公園駐車場、あそこは冬の間除雪入らないです。半分以上の車が、(発言する者あり)

やかましい。市の職員です。その人方は除雪してくれないと、これ自分たちで除雪して、止めているわけです。

(「先生方、金出してやっているのだと」と呼ぶ者あり)

だれに。

委員長

済みません。ちょっと私を抜きにして言わないでください。余り雑音を上げないでください。

松本(聖)委員

話ちょっと戻ります。お金出していると言っていたから、それは教育委員会に僕は確認して、敷地の除雪はどうしていますかと聞きましたら、そういう答えが返ってきたから聞いているのです。職員の方々もお金出し合って除雪しているのだという事実があるのだったら、教えてください。だけれども、除雪したからといって、止めていいという話にはならないですから。不公平だということはじゅうぶん認識した上でやってください。

何の話していたか、わけわからなくなってきた。そうそう。だから、時間もないですから、行きます。

職員間で不公平感のないように、先ほど総務部長が答弁したように、各ご担当の方々はじゅうぶんに考慮して、この先対策を練っていただきたいと思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

委員長

よろしいですか。

松本(聖)委員

いいです。

委員長

それでは、以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後4時00分

委員長

会議を再開いたします。

古沢、北野両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

古沢委員

日本共産党を代表して、修正案の趣旨について説明いたします。

市長提案の平成15年度小樽市一般会計予算は、みずからも大きな責任のある市財政の危機的状況を、他の会計からの長期借入8億円、除雪費を丸ごと先送りするなど、ようやく収支を合わせたものであります。先の見通しもなく、とりあえずを乗り切ろうというものであって、これでは極めて近い将来、公債費の増高や歳入不足を考えた場合、一層市民犠牲を強いることにならざるをえません。つまり、新年度予算案は、自民・公明・民主市政の破たんを露呈したものであります。我が党の修正案は、こうした状況の下で介護保険料の据置き、新卒高校生の採用拡大、中小零細企業には直貸しの制度、子どもたちのバス通学の父母負担の軽減などを行うこと。一方、これらの財源として、石狩湾新港負担金や小樽港縦貫線整備事業、いわゆるマイカル道路への持出しを中止、さらには土地開発公社の土地処分など不要不急なもの、無駄遣いを省いて充てるというものであります。これらの結果、市債は1億8,800万円減ずることができます。減債基金積立金を増額するものであります。市民の暮らしにこそ重点的に予算を配分し、その上、市財政の借金が減り、減債基金の取崩しも減らすことができる。この修正案に各位の賛同をお願いして、趣旨の説明といたします。

委員長

これより、討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して、討論します。

議案第1号、議案第40号に対し、我が党提案の修正案に賛成、原案反対、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第25号、第27号ないし第29号、第34号、第39号、第43号、第47号に反対の討論を行います。

本日の予算委員会の討論は私1人でありまして、我が党提案の建設的な修正案2本に対して見解もなく否決をするというのはいかなるものか。議会活性化の研究会では、積極的に討論も行おうということを確認しているのです。座長は小林予算委員長でありました。

(「違います」と呼ぶ者あり)

それは副議長ですね。小林さんは自民党の代表だったのですね。だから、そういう点からいっても、議会の活性化で確認したことに反する、そういう討論抜きはいかがかということを指摘しておきます。

新年度予算案は、市財政が破たん状態にもかかわらず、石狩湾新港地域開発事業推進の立場から、従来からの新港管理組合負担金4億6,000万円余りに加え、石狩開発の破たんに伴い、新たに簡易水道事業に当面返済の当てがない貸付金を5,000万円以上計上しています。また、同じく石狩開発破たんに伴い、簡易水道の負担金の再生債権の2,600万円余りを権利放棄であります。また、マイカル道路についても3億6,800万円を予定どおり計上しています。このように、小樽市の財政を破たんに追い込んだ要因の一つである大企業優先の予算編成を引き続き行っています。

一方、市民に対しては「さわやか運河健診」の有料化。この有料化は検診抑制となって、年間130件ものがんの早期発見に大きな役割を果たしていることにブレーキをかけることになりかねません。また、介護保険料の45%もの大幅な引上げに加え、敬老の日に75歳以上の方すべてに送っていたお祝いを380万円も削減して、75歳の方と80歳の方にのみ敬老の日、はがきで案内をする。この方々以外は従来やっていたはがきの案内もやめて、広報おたるで敬老の日の案内を行うというもので、75歳と80歳の方以外は来なくてもいいと言わんばかりの態度で、ささやかな老

後の楽しみを敬老の日に託していた多くの年寄りの楽しみを奪う、高齢化社会を迎えるには余りにも貧しいやり方だと言わざるをえません。市長の進める路線の行方には何が待っているかと。

まず、石狩湾新港についてです。従来の管理組合の負担金に加え、中央地区3工区土地売却が進まなければ、平成18年度から、管理組合負担金に新たに3億円余りの負担が加わります。さらに、簡易水道についても、今後北海道との話合いがどうなるかはありますけれども、2,500万円が新たな負担となって追いかぶせられるわけです。マイカル推進ではどうでしょうか。毎年のように、これから固定資産税の滞納問題が絶えず重くのしかかります。加えて21世紀プランや都市計画マスタープランで、築港地区は「親水空間と調和した文化・交流・生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持・創出を図る」ときれいにうたっていますが、旧ビブレ棟、シーブの再生に当たって、新たに三、四階をザ・キャンパスと銘打っていないながら、道営競馬の場外馬券場の設置、果ては地元業界にはパチンコ屋はまちづくりとしてふさわしくないと打診を断っておきながら、マイカルが破たんすると市外のパチンコ屋が進出するとなると、小樽市が差し押さえていた104番の土地の差押え解除までして協力する。床さえ埋まれば、土地さえ埋まれば何でもいいと、理念も節操もなりふり構わぬやり方で、およそ21世紀プランとは似ても似つかぬまちづくりとなっていますし、この点では当初うたっていた21世紀プランに基づく多くの市民の方々のまちづくりの期待、これを裏切る結果となるわけです。

我が党の修正案は、石狩湾新港管理組合負担金をはじめ無駄な事業の削減、また不要な出資金の売払いで財源を確保し、さわやか運河健診の無料化維持で市民の健康を維持し、介護保険料の45%の引上げを抑えて据え置く。乳幼児医療無料化を就学前まで拡大し、若者が安心して小樽で子育てできるようにする。通学バス代の通年助成、はり・きゅう・マッサージの助成制度の現行維持、雇用対策として高校卒業者を市の臨時職員として採用する。市直営しの駆込み緊急資金貸付金など、すべて市民に喜ばれる事業です。

さらに、減債基金の取崩しを減らし、市債を減らし、市財政再建に貢献する内容となっています。

ぜひ賛成していただきますようお願いし、討論いたします。

(「それだけ言えば、おれも賛成したくなるな、本当に」と呼ぶ者あり)

北野委員

そうでしょう。賛成してくれ。

(「責任のないところはいいわ」と呼ぶ者あり)

委員長

ご苦労さまです。

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決をいたします。

まず、議案第1号及び第40号に対する修正案について、一括採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

それぞれ原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第25号、第27号ないし第29号、第34号、第39号、第43号及び第47号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これも副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝いたしております。また、我々議員の任期も残すところあとわずかとなりました。ご出席の理事者の皆様の中にも今年度定年退職予定の方々がおられますが、私自身もご指導もいただきましたが、感慨深いものがあるとお察しをいたします。これまでの重責、職責の下、市政発展に向け多大なご労苦があったものと思いますが、重ねて感謝を申し上げます。

意をじゅうぶん尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。